

鹿児島県指定構造計算適合性判定機関委任基準

(趣旨)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、鹿児島県知事（以下「知事」という。）が指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）に法第18条の2第4項において、読み替えて適用する法6条の3第1項及び法第18条第4項の規程に基づく構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせること（以下、「委任」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号。以下「準則」という。）に定義されているものと同一とする。

(委任要件)

第3 知事が委任する機関は、次の各号に適合する者とする。ただし、この基準の施行日以前に法第18条の2第1項の規程により、知事の指定を受けた機関（以下「従前指定機関」という。）については(4)及び(5)を除く。

- (1) 法第18条の2第1項の規程により、国土交通大臣又は知事が指定した者
- (2) 法、政令、省令、機関省令及び準則に定める規程に適合すること。
- (3) 鹿児島県内全域を業務区域とすること。
- (4) 鹿児島県内に判定業務を行う事務所を置くこと。
- (5) 前号に規定する事務所で判定業務を行う判定員を置くこと。

(委任手続)

第4 委任を希望する者は、知事に申し出を行うこととする。ただし、従前指定機関に委任する場合は除く。

この場合、必要な事項については別途定める。

(委任の取消)

第5 知事は、委任した機関がこの基準に適合していないと認める場合には、その委任を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。